

建築基準法に基づく構造計算適合判定資格者における 旧姓使用の取り扱いについて

令和3年4月1日より、構造計算適合判定資格者として旧氏（旧姓）（以下「旧氏」という。）の使用を希望する方に対して、申請により構造計算適合判定者の登録証に旧氏を併記するよう取り扱うことになりました。

また、建築士法における二級建築士の免許の登録についても、平成14年4月登録分より旧氏使用を希望される方に対して、免許証への旧氏の併記を行うとともに、二級建築士の免許証及び二級建築士名簿に旧氏が併記された方の業務における旧氏の使用を認めています。